

鹿屋市土木工事等の情報共有システム活用要領

1 趣旨

鹿屋市発注の土木工事等において、受発注者の業務効率化及び目的物の品質確保を図るため、この要領を定め情報共有システムの積極的な活用を推進する。

2 対象工事

- (1) 鹿屋市発注の土木工事等のうち、「土木工事標準積算基準書」、「土地改良工事積算基準」、「森林土木工事積算基準書」及び「水道事業実務必携」のいずれかにより積算を行った工事で、1,000万円以上の工事を対象とする。
- (2) 対象工事であっても、受発注者協議の上、対象外とすることができる。
- (3) 対象外の工事又は業務委託であっても、受注者の希望により対象とすることができる。

3 情報共有システム

- (1) 情報共有システムは、「鹿児島県電子納品ガイドライン（案）」及び「鹿児島県電子納品ガイドライン（案）運用の手引き」に定めたものでASP方式とする。
- (2) 利用する情報共有システムのプロバイダは、受発注者協議の上、決定することとする。

4 システムにかかる費用

- (1) 情報共有システムにかかる費用は、共通仮設費の率に含まれる。
- (2) 対象外の工事等で受注者の希望により対象とした工事の場合、情報共有システムにかかる費用は受注者の負担とする。

5 システム利用者等

- (1) 発注者の情報共有システム利用者は、監督員及び主任監督員に加え、処理状況、変更協議内容等を把握・共有するため、担当係長、技術補佐、課長等を含めるものとする。
- (2) 受注者の情報共有システム利用者は、現場代理人及び監理技術者（主任技術者）に限らず、処理状況、変更協議内容等の確認体制を構築することを推奨する。

6 その他

この要領、「鹿児島県電子納品ガイドライン（案）」及び「鹿児島県電子納品ガイドライン（案）運用の手引き」に定めのない事項については、受発注者が協議の上、決定するものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。